# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

						(現現省20一個)						
施策名	5-3.野生生物の保護管理											
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策 推進等による生物多様性等への影響防止。											
	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣 の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。											
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度						
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	2,332	2,800	3,264	3,724						
		補正予算(b)	1,601	503	700	-						
		繰越し等(c)	<b>▲</b> 1,112	△715	(※記入は任意)							
		合計(a+b+c)	2,821	4,018	(※記入は任意)							
	執行額(百万円)		2,648	3,408	(※記入は任意)							
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)												

測定指標	(~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と 保護増殖の進捗状況 (26年度~) 国内希少野生動植物種の 新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		_	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	Δ
		_		レッドデー タブックの 作成	41種	86種	119種	300種	
	年度ごとの目標値	/	_	_	30種	75種	120種		
	奄美大島におけるマン グースの捕獲努力量あた りの捕獲数(1000罠日当 たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		〇年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	34年度	_
			奄美大島 0.08頭	奄美大島 0.04頭	奄美大島 0.015頭	奄美大島 0.008頭	集計中	O頭 (毎年度減	
	年度ごとの目標	/	_	_	_	_	_		
	去に遡って推定値が見直 されるため、過去の推定 結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	
		推定の中 中 中 は は は は は は は は は は は は は り り り り	ニホンジ カ 346万頭 イノシシ 96万頭	ニホンジ カ 305万頭 イノシシ 98万頭	集計中	集計中	集計中	平成23年度 比で半減 (ニホンジカ 164万頭、イ ノシシ50万 頭)	_
	年度ごとの目標		_	_	_	_	_		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり <絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の 保存> ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき 施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(平成26年4月)に基づき、国内 希少野生動植物種の指定や民間連携による絶滅危惧種保全の推進など、様々な施策を実施し た ・国内希少野生動植物種について、新たに33種を追加指定した ・平成27年度以降、既存のレッドリストで評価対象となっていた陸域生物等については、平成29年3 月に全分類群の一部の種についてカテゴリー(ランク)を見直した環境省レッドリスト2017を公表し た。
・これまで対象となっていなかった海洋生物についても、「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評・これまで対象となっていなかった海洋生物についても、「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評・ 価検討会」において絶滅のおそれを評価し、平成29年3月に環境省版海洋生物レッドリストを公表し た。今後、既存のレッドリストとの統合に向けた調整を進めていく。 ・国内希少野生動植物種の保全について、平成28年5月に小笠原陸産貝類14種の保護増殖事業 計画を策定した ・トキの保護増殖事業では、野生下で5年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成28年4月 には両親ともに野生生まれ野生育ちのペアからヒナが巣立つなど、野生復帰の取組が一歩前進し た。また、平成28年3月にはトキ野生復帰ロードマップ2020を策定し「平成32年頃に佐渡島内に220 羽のトキを定着させる」を目標に掲げるなど、トキ保護増殖事業を着実に推進している。 ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、舟志ノ内地区におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリン グ手法の開発等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や 野生復帰に向けた各種準備を進めた。 ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプ スでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保 全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組んだ ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」について、前回改正 時の附則第7条に基づき見直しを実施し、平成29年1月に中央環境審議会の答申を得た。答申を 踏まえ、第193回国会に種の保存法の改正法案を提出した(平成29年5月成立)。 ・ワシントン条約対象種については、第17回締約国会議(COP17、平成28年9月~10月・南アフリカ 目標達成度合いの 共和国)に積極的に参画するとともに、同会議において附属書対象種の改訂提案の検討を行った 他、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。また、科学的知見を集積し、種識別マ 測定結果 (判断根拠) ニュアルの作成や日本産イシガメ類の国内生息状況をモニタリングした。希少野生動植物の国内 ーエーバングでは、インターネットを通じた巻録システムの運用・普及及発事業の実施を行った。 <遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を 開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成28年度は77件審査)。また、遺伝子組換え生 物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行って おり、一定の進捗が見られる。平成28年度にはカルタへナ議定書締約国会議に参加し、国際的な 取組に貢献している。 ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、 平成27年度には31箇所で環境省直轄での防除事業を実施した。とりわけマングースについては、 継続的な取組により平成26年度までの生息密度低下が確認できている ・平成28年度には、外来生物法に基づき、ハナガメ等の24種類を特定外来生物として新たに指定 し、合計132種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態 系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排 除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系 の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。 <野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・平成27年5月29日に施行された改正鳥獣法に基づき平成27年度から都道府県が実施する指定管 理鳥獣捕獲等事業を交付金で支援し、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲を強化している。 ・改正鳥獣法に基づき「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」 (以下、基本指針」という)の全部を改訂し、平成28年10月に公表した。 ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認され、平成28年度は野鳥における 発生が過去最多で認められたことから、ウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取 組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報 把握・共有を進めた。 ・ゼニガタアザラシと漁業との共存をめざし、地域個体群の維持を図りつつ、科学的・計画的な管理 を進めるため、平成28年3月に策定した「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」に基 づき、捕獲や被害防除を進めた。 価 結 ・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3690種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の 果 新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に 比して保護増殖等の取組が増えていないため、施策を強化することが必要である。 ・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き 続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な種の保存に資する情報の収集に努め、国内流通の管理を執 行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。 施策の分析 ・遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策については、カルタヘナ法、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物 の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続し ている地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが 必要である。また、カルタヘナ議定書締約国会議や関連する国際会合に積極的に参画することにより、遺伝子組み換え生物に関す る国際的取組に貢献する必要がある。 ・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大し ていることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。

### 【施策】

<絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存>

・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状

地理と国内希少野生動植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。 ・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国 際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。

<遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止>

・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書を担保した改正カルタヘナ法の施行に向け、関係省庁と省令・告示の検討を進め、国民への意見聴取を行うなど、必要な取組を進める。

・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていく ことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・ 「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進める。

・ヒアリ等の国内未定着の侵略的外来生物対策については、港湾等の水際における調査を継続するとともに、早期発見・早期防除 体制に係る効果的な対応について検討し、取組を進める。

## <野生鳥獣の適正な保護·管理と狩猟の適正化>

・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金によ り都道府県による捕獲を強化・支援する。

狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。

## 次期目標等への 反映の方向性

・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。

・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂することによ り、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。

### 【測定指標】

<国内希少野生動植物種の新規指定数>

・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当 面は現指標を目安として取組を実施していく。

<奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000罠日当たりの捕獲数)>

・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施す る。

<ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値>

・平成35年度までに二ホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となっ て実施する捕獲事業を強化・支援する。

## <侵略的外来種の状況>

侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向 け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。

<適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況>

野生鳥獣の適切な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。

・ニホンウナギの生息地保全の考え方を作成するため、学識経験者が入った検討会を開催し、助言を得た。

・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会 の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。

・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識 者の科学的知見を活用した。

種の保存法の見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会及び絶滅のおそれのあ る野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会を開催し、学識者の知見を活用した。

## 学識経験を有する者の知 見の活用

・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生 物多様性影響の審査を実施した。

・鳥獣法の基本指針について見直しを検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣 の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。

いて使用した資料その他 の情報

|政策評価を行う過程にお | 環境省レッドリスト2017・環境省版海洋生物レッドリスト・平成26年度鳥獣関係統計

自然環境局 作成責任者名 担当部局名 課長 堀上 勝 政策評価実施時期 平成29年8月 野生生物課 (※記入は任意)